

議案第 58 号

橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市下水道条例の一部を改正する条例

橋本市下水道条例(平成 18 年橋本市条例第 200 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前	
<p>(使用料の算定方法)            第 18 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に            応じ、次の表に定める額に、当該額に消費税法(昭和 63 年法律第 108            号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和            25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算            した額を加算した額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て            るものとする。)とする。</p>		<p>(使用料の算定方法)            第 18 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に            応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。</p>	
(1 月当たり)		(1 月当たり)	
区分	基本料金	基本料金	超過料金
	排除汚水量 金額	排除汚水量 金額	排除汚水量 金額
一般排水	10 立方メー トルまで 1,389 円	10 立方メー トルまで 1,500 円	1 立方メー トルにつき 150 円
2～4 略		2～4 略	
<p>(使用の態様の変更の届出)            第 18 条の 2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除す            ることとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があ            ったとき、及びその他市長が別に定める使用の態様の変更があったとき            は、市長が別に定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出な            ければならない。</p>			
(罰則)			
<p>第 28 条 次の各号に掲げる者は、5 万円以下の過料に処する。            (1)～(8) 略            (9) 第 5 条第 1 項、第 22 条の規定による申請書又は図面、第 5 条第 2            項本文、第 13 条、第 15 条、第 18 条の 2 の規定による届出書、第            18 条第 2 項第 4 号の規定による申告書又は第 20 条の規定による資</p>		<p>(罰則)            第 28 条 次の各号に掲げる者は、5 万円以下の過料に処する。            (1)～(8) 略            (9) 第 5 条第 1 項、第 22 条の規定による申請書又は図面、第 5 条第 2            項本文、第 13 条、第 15 条の規定による届出書、第 18 条第 2 項第            4 号の規定による申告書又は第 20 条の規定による資料で不実の記</p>	

料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用にあつて、同日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に初めて下水道使用料の額が確定するものに係る当該下水道使用料については、なお従前の例による。